静　岡　県

○議長選挙

浜井卓男議長は、五月十八日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　天野　進吉

○副議長選挙

堀江龍一副議長は、五月十八日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　岩瀬　護

三　重　県

新	旧	
辞職	（生活・文化部長）	安田　正
		（三月三十日）
生活・文化部長	職員	山口　和夫
健康福祉部長	（農水商工部長）	真伏　秀樹
環境森林部長	職員	辰己　清和
農水商工部長	（環境森林部長）	渡邉　信一郎
人事委員会事務局長	（健康福祉部長）	堀木　稔生
		（以上四月一日）

○監査委員選任

日沖正信委員及び前野和美委員は、五月十六日辞職し、同月十七日次の者が選任された。

監査委員　中森　博文

同　北川　裕之

京　都　市

○議長選挙

繁隆夫議長は、五月十八日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長　加藤　盛司

○副議長選挙

安孫子和子副議長は、五月十八日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　柴田　章喜

○監査委員選任

内海貴夫委員及び日置文章委員は、五月十七日辞職し、同月十八日次の者が選任された。

監査委員　富　喜久夫

同　井　勉

官庁報告

官庁事項

○閣議口頭了解（平成二十二年六月八日）

（内閣官房）

内閣府特命担当大臣（行政刷新）である蓮舫（本名　村田蓮舫）国務大臣の名前については、今後、政府代表等への任命行為及び許可等対外的な法律上の行為については村田蓮舫名を使用し、それ以外は蓮舫名を使用することとする。

紛失された外交官等身分証明書の無効について

次に掲げる在本邦外交官等身分証明書については、当該所持者が身分証明書を未返納のまま離任し、又は当該身分証明書を紛失したことに伴い左記に記載の年月日以降無効となった。（外務省）

身分証明票番号	発給年月日	失効年月日
112—000191—Ca	2003／10／12	2010／03／28
035—000045—Aa	2007／05／09	2009／07／14
010—001113—Aa	2007／05／18	2010／05／08
019—000346—Ec	2005／02／14	2010／04／26
236—000003—Aa	2007／12／02	2010／04／20
236—000003—Ba	2007／12／02	2010／04／20
015—003118—Ba	2003／08／15	2009／02／27

法　務

刑事裁判法による裁判決定の公示

板橋仁に対する医師法違反教唆被告事件につき平成二二年七月一七日言渡しの無罪判決が確定したので、平成二二年三月五日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

板橋仁（東京都千代田区医師58）二二五日分三二万二五〇〇円

東京地方裁判所

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係事業主を代表する者木村慶一の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年６月10日

厚生労働大臣　長妻　　昭

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成22年６月25日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　茨城労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

注1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

観光施設財団

長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬11494番地、**北志賀藤田観光株式会社**の観光施設財団に、長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字入赤綿沢12352番地30、小丸山スキー場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成22年６月10日

長野地方法務局飯山支局

有権者申出方

元当局所属公証人渋谷一憲の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年６月10日　福島地方法務局

元当局所属公証人藤巻興亜の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成22年６月10日　新潟地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

1．供託者の商号　アセッターズ株式会社
2．住所　香川県高松市田町９番地３　ファンクレール高松田町ビル４階
3．代表者の氏名　清船　暢之
4．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
5．上記の者（登録番号四国財務局長（金商）第18号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成22年12月10日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて四国財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。
6．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成22年６月10日

四国財務局長　河野　邦明